

2026年4月施行！

法改正対応と企業価値向上のための

# 「女性活躍推進」 セミナー

「実務担当者」と「人事部門管理者・経営者」向けにセミナーをご用意！

## 実務担当者向け

<A-1>13:00-13:50

【従業員101人以上の企業様必見】  
2026年4月施行！改正女性活躍推進法実務対応セミナー

夕留社会保険労務士法人 役員 社会保険労務士/キャリアコンサルタント  
池田 優子 氏



2026年4月施行の改正女性活躍推進法では、常時雇用する労働者が101人以上の企業も、「男女の賃金の差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となります。加えて、関連法の改正により、これから対応が求められる求職者へのセクハラや顧客等からのハラスメント（カスハラ）防止措置、プラチナえるぼし認定要件の追加について、社労士の視点から総務人事部門が押さえるべき実務ポイントを合わせて解説します。どんな改正があるのか、どのように対応するのか。実務ご担当者様が困らないための、実践的な手引きをお届けします。

## 人事部門管理者・経営者向け

<A-2>14:00-15:20

女性活躍推進はなぜ企業成長のカギになるのか  
～離職防止・人材確保を実現するための実践方法とは～

スリール株式会社 代表取締役  
堀江 敦子 氏



女性活躍推進は法令対応のためだけでなく、離職防止・人材確保・企業価値向上に直結する経営課題です。本セミナーでは、企業が取り組むべき理由と、女性管理職比率などの数値を改善する、社内での取り組み方を解説。さらに、人的資本経営を支える人事マスター整備と奉行V ERPクラウド活用のヒントをご紹介します。

### ◆ 開催日程

2月24日(火)・3月4日(水)・3月25日(水)  
4月16日(木)・5月12日(火)・6月24日(水)  
7月15日(水)

### ◆ お申込み・詳細



QRを読み取りまたは画像クリックで  
お申込みください

全日程、同じ内容をお届けいたします。  
☑無料・事前申込制です  
☑Zoomウェビナーでの開催となります